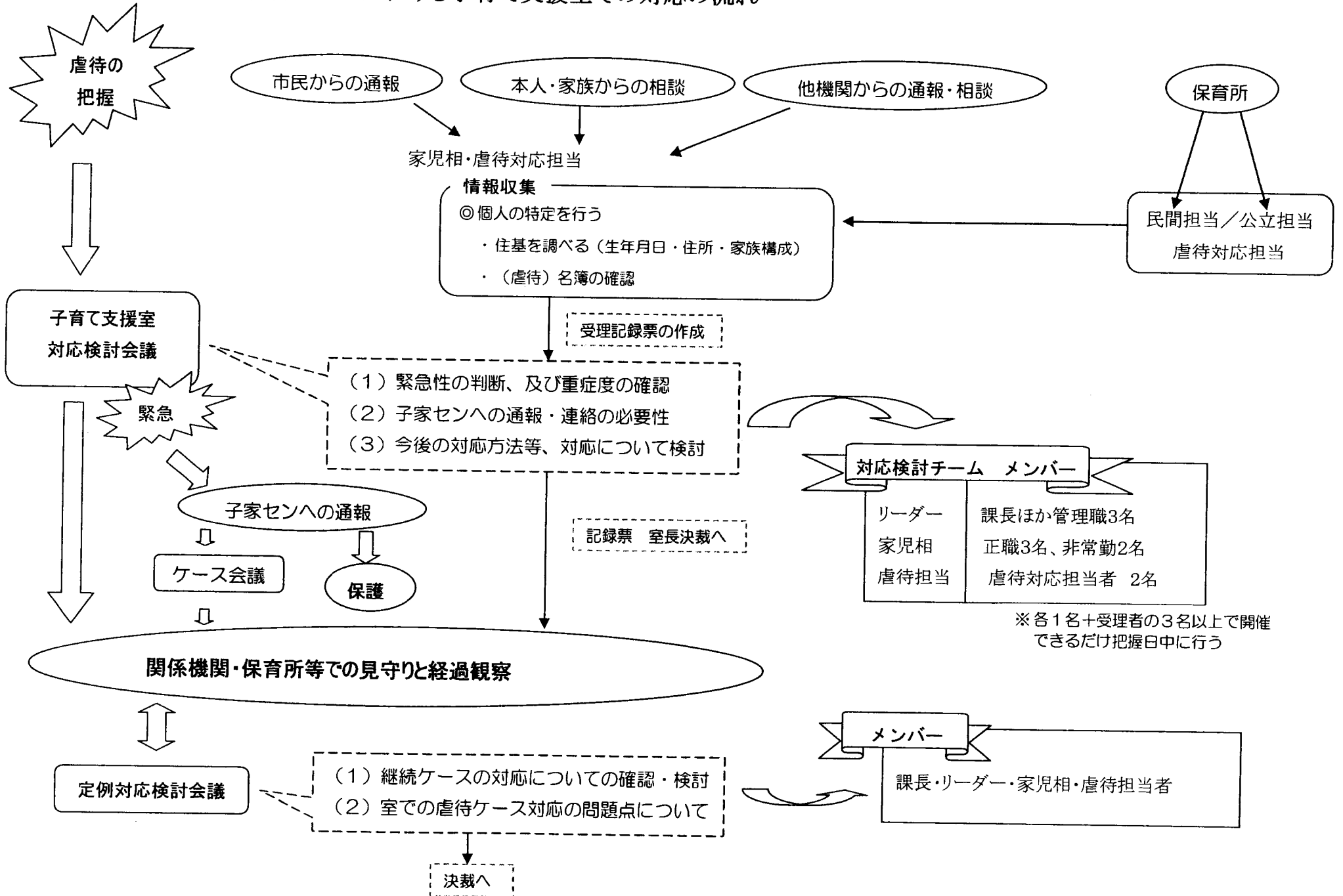
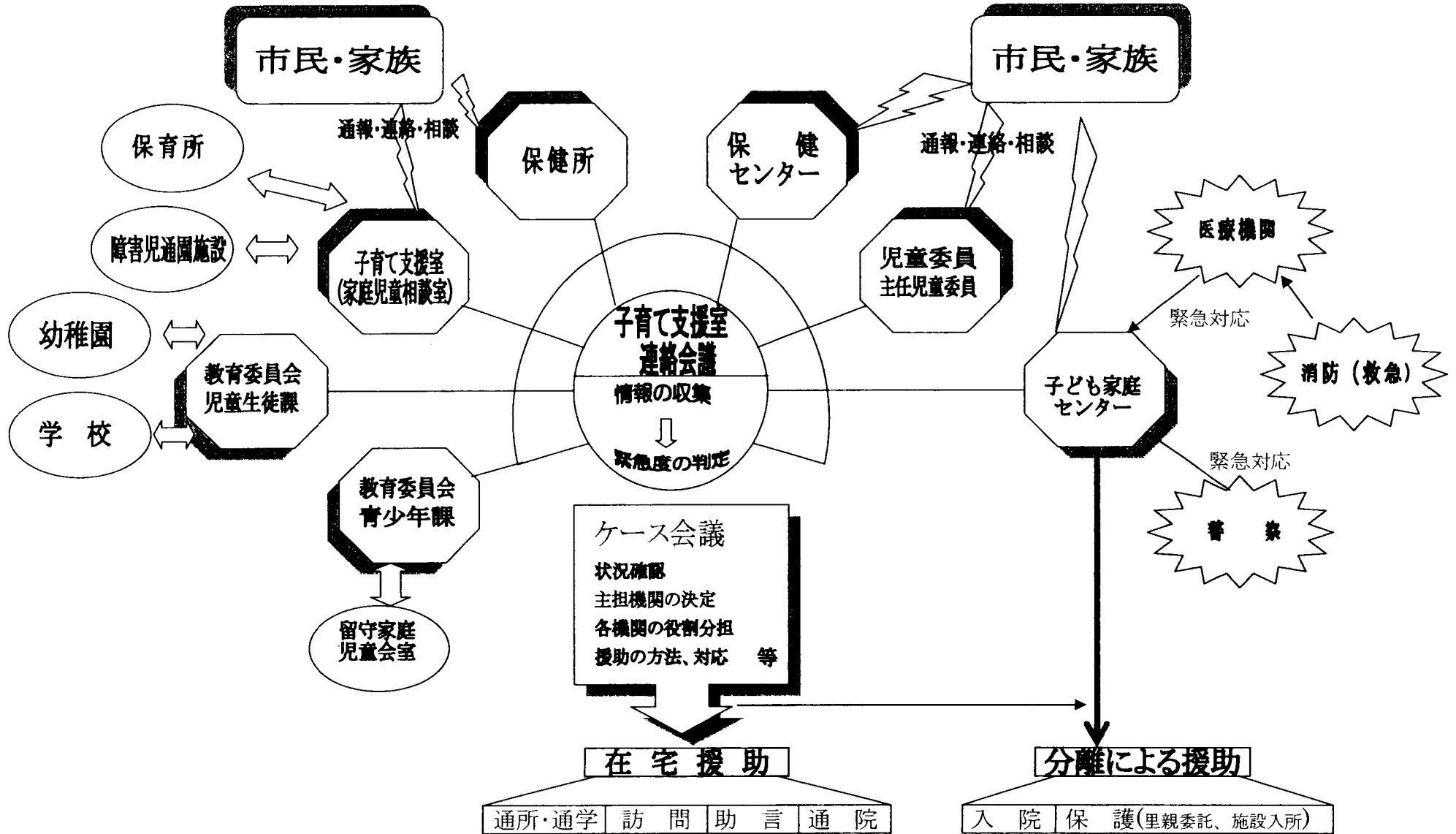


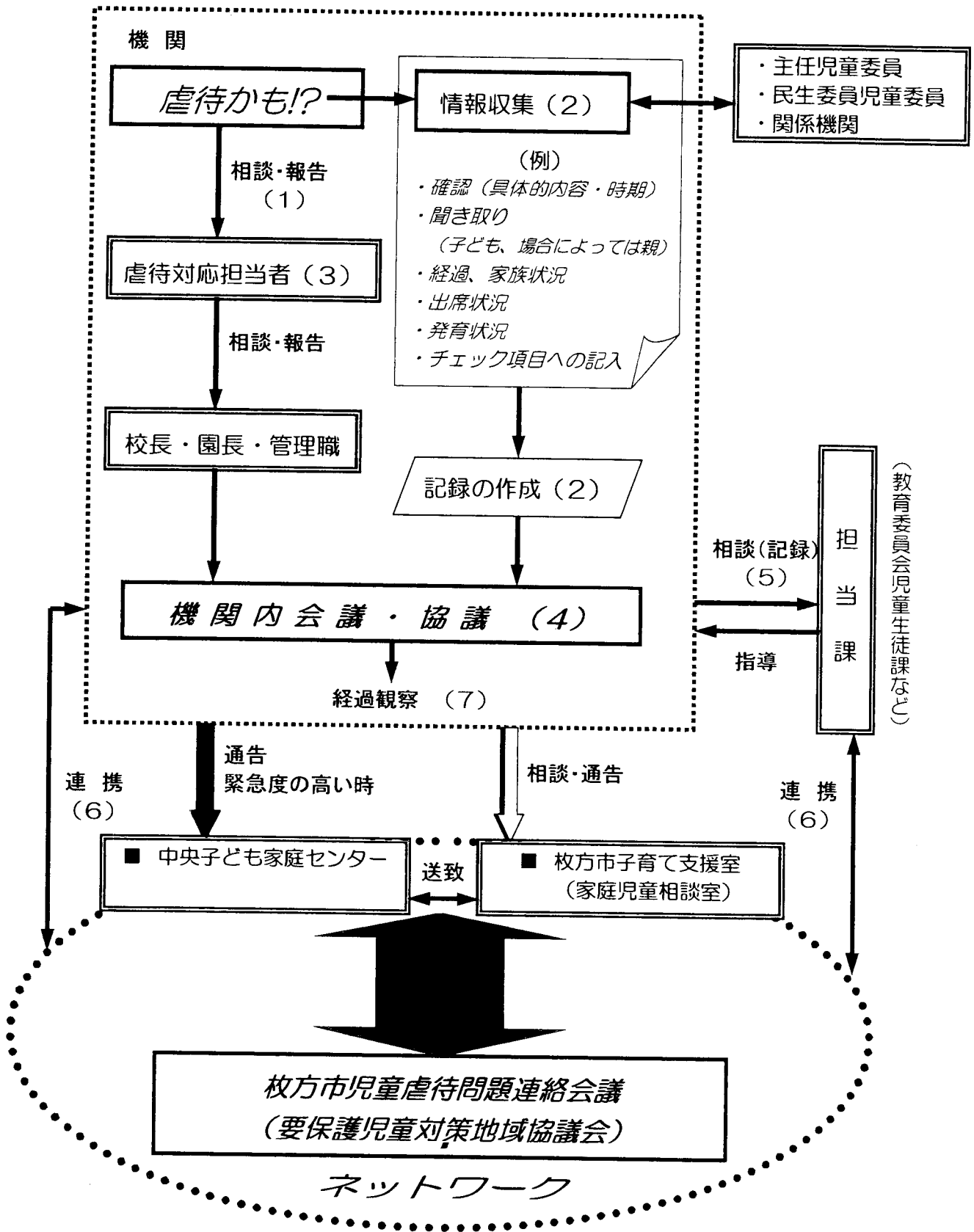
虐待通報・連絡 及び 虐待ケースにおける子育て支援室での対応の流れ



児童虐待の発見から援助までの連携体制



各機関内部での流れ



*「各機関内部での流れ」の説明は次ページ

(説明)

(1) **相談・報告** 虐待問題については、一人で抱え込まず、職場全体で考えていくことが大切です。虐待を疑ったら、まず、職場の虐待対応担当者や上司に相談・報告を行います。

(2) **情報収集** 必要な情報収集を行います。

できるだけ複数で対応し、必ず記録を残すことが大切です。

※ 記録については次のことに注意してください。

年月日、時間、虐待の状況について起こった経過を追って記録します。傷などについては、大きさ・色・傷の部位など図などに書いて詳しく、また、体調の変化、食事の様子など気になること、保護者がどのように説明したか、子どもがなんと言っているかなどについても記録に残しておきます。

虐待を疑ったら、気になることは記録をとると重要な判断の材料になります。

市民から通報があった場合

市民からの通報の場合、通報者のプライバシーは守られること・行政が責任を持って対応することを伝え、今後の情報提供などの協力をお願いするとともに、勇気ある通報についてお礼を述べます。また、通報の内容から緊急対応が必要と判断される場合は、中央子ども家庭センター等と連携し、対応することを通報者に対して伝えます。

夜間などにおいて危機的な状況が見られるときは、最寄りの警察署、あるいはチャイルドレスキュー110番、中央子ども家庭センター内夜間・休日虐待通告専用電話に通報してもらうよう依頼します。

(3) **虐待対応担当者** 保育所(園)・学校園等においては主任保育士・生徒指導担当者など、その他の機関においては児童虐待問題連絡会議実務者会議の構成員などの中から各機関ごとに「虐待対応担当者」を配置します。

※虐待対応担当者には次のような役割があります。

- ① 虐待の疑いを持った職員から相談を受ける。
- ② 子どもに関する必要な情報収集を行なう。
- ③ 管理職に相談・報告を行い、共に担当課および中央子ども家庭センター等の他機関に相談を行う際の窓口となる。

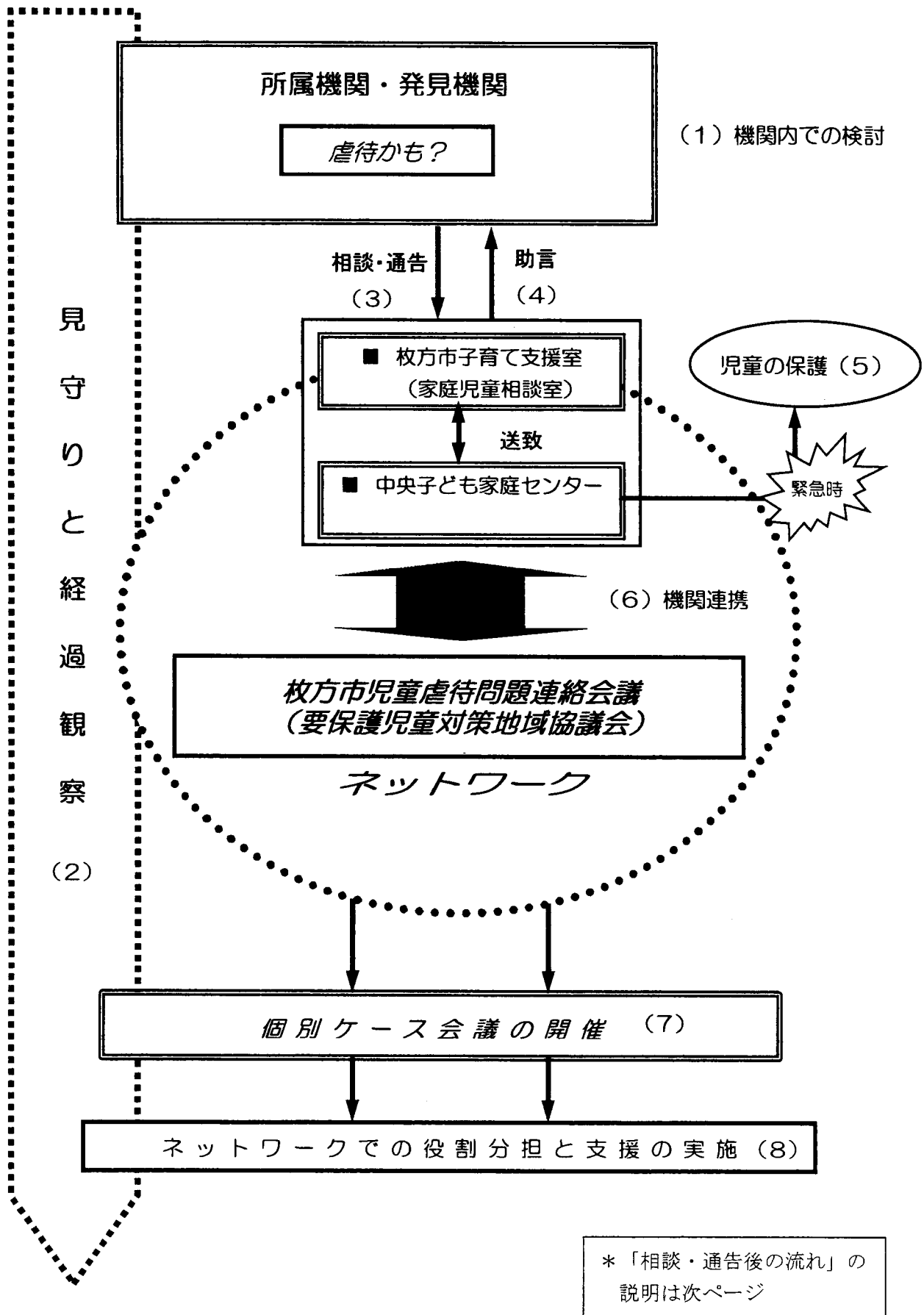
(4) **機関内会議・協議** 職場において共通理解を図り、対応について協議します。その際、必要な情報は共有化しますが、プライバシー保護については充分注意することが必要です。

(5) **担当課への相談** 保育所(園)・学校園等は担当課に相談します。

(6) **他機関との連携** 通告・相談後、関係機関と連携して子どもを支援していくこととなります。通告・相談したことについては、担当課へ連絡します。

(7) **経過観察** 見守り・経過観察は継続していきます。

相談・通告後の流れ



説明

- (1) **機関内での検討** 気になる児童を見つけた時は、機関内等で検討してください。
- (2) **見守りと経過観察** 見守りと経過観察は、どのような状況においても大切で、所属機関の重要な役割になります。所属がない場合は、ケース会議等を通じて、役割を決めて行くことが必要です。
- (3) **相談・通告** 見守り・経過観察をおこなっていく中で、今後の指導・援助についての助言が必要と感じた時、あるいは、危険性が高いと思った場合は、枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターに相談をおこなってください。
- (4) **助言** 相談を受けた枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターでは、所属機関・発見機関に対して、指導・援助への助言をおこないます。
- (5) **児童の保護** 大きなケガや生命に危険が及ぶと考えられる等、緊急性が高いと判断した場合は、中央子ども家庭センターが直ちに児童の保護をおこないます。
- (6) **機関連携** 相談を受理した機関より、関係機関に対して、情報の提供等の協力を依頼する場合があります。児童虐待問題連絡会議の実務者会議では、情報交換やケースの総合的な把握を行っています。又、定期的に全ケースの管理を行い、各機関の見守り状況を確認します。
- (7) **個別ケース会議** 所属機関・発見機関だけでの対応が困難な場合は、関係機関が集まりケース会議を開催します。この時の主な目的は、「危険度やケース概要を共有する」「役割分担を決め支援を実施する」ことです。招集については、枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターに相談してください。

《個別ケース会議のポイント》

- ・ケースの状況を報告し合い、概要を共有する。
- ・緊急度や虐待の重症度を決定する。
- ・機関ができる具体的な援助内容を出し合い、役割分担を確認し合う。
- ・緊急時の対応と情報を取りまとめる機関等について、決定を行なう。

- (8) **支援の実施** ネットワークでの役割分担に基づき支援を実施します。この時に、それぞれの機関は、自分の役割分担については責任を持って協力します。また、所属機関・発見機関の役割は「危険度の判断」「児童の観察（モニタリング）」「保護者に対する指導及び支援」になります。

〔平成18年6月15日制定〕
枚方市要綱第65号

(設置)

第1条 枚方市における児童虐待に係る事例について、地域の各関係機関等の連携及び連絡を密にして対応するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会として、枚方市児童虐待問題連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 連絡会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 被虐待児童の発見からサポートに至るシステムについて検討すること。
- (2) 被虐待児童の実態を把握すること。
- (3) 被虐待児童に対する具体的援助の内容について意見交換を行うこと。
- (4) 児童虐待に係る啓発活動を行うこと。
- (5) 被虐待児童に係る連絡調整を行うこと。

(構成員)

第3条 連絡会議は、次に掲げる機関等の代表等をもって構成する。

- (1) 枚方市福祉事務所
 - (2) 枚方市福祉部子育て支援室
 - (3) 枚方市福祉部障害福祉室
 - (4) 枚方市立保健センター
 - (5) 枚方市教育委員会
 - (6) 市立枚方市民病院
 - (7) 大阪府中央子ども家庭センター
 - (8) 大阪府枚方保健所
 - (9) 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センター松心園
 - (10) 枚方警察署
 - (11) 枚方寝屋川消防組合
 - (12) 枚方市医師会
 - (13) 枚方市民生委員児童委員協議会
 - (14) 枚方市私立保育連絡協議会
 - (15) 枚方市私立幼稚園園長会
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関等
- 2 前項に規定するもののほか、弁護士その他市長が適当であると認める者は、連絡会議の構成員とする。

(会議の種類)

第4条 連絡会議は、代表者会議及び実務者会議に分ける。

2 代表者会議は、前条第1項各号に掲げる機関の代表者及び同条第2項に規定する者のうち市長が適当と認めるもので構成し、第2条の所管事項のうち総括的事項を担当する。

3 実務者会議は、前条第1項各号に掲げる機関の実務担当者及び同条第2項に規定する者のうち市長が適当と認めるもので構成し、第2条の所管事項のうち具体的事項を担当する。

(会議の運営)

第5条 代表者会議及び実務者会議にそれぞれ座長を置き、構成員の互選により定める。

2 代表者会議及び実務者会議は、座長が招集する。

3 座長は、会議の進行を担当する。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名するものが代行する。

(運営会議)

第6条 代表者会議及び実務者会議の円滑な運営を図るため、連絡会議に運営会議を置く。

2 運営会議は、第3条第1項第2号、第7号及び第8号の機関の職員で構成する。

3 運営会議は、代表者会議及び実務者会議の運営に関し、必要な事項について協議を行うものとする。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別具体的な児童虐待の事象に迅速かつ柔軟に対応するため、個別ケース検討会議を置くことがある。

2 個別ケース検討会議は、必要に応じて、対応する事象について運営会議に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 代表者会議、実務者会議、運営会議及び個別ケース検討会議を構成する者は、正当な理由がなく、当該会議(所管事項の遂行に伴う活動を含む。)を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(要保護児童対策調整機関)

第9条 法第25条の2第4項の規定により指定する要保護児童対策調整機関は、枚方市福祉部子育て支援室とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、制定の日から施行する。

2 枚方市児童虐待問題連絡会議設置要綱(平成17年枚方市要綱第27号)は、廃止する。

<p>大阪府門真市</p>	<p>ネットワーク設置年月日：H2. 11 協議会設置（移行）年月日：H18.2.27</p>																				
<p>人口： 133,924人 (H19.3.1現在)</p>	<p>子どもの数（15歳未満）：18,842人 (19.3.1現在)</p>																				
<p>調整機関（中心的な職員＝◎） 調整機関の担当課：健康福祉部子ども育成室子育て支援課、5名</p> <table border="0"> <tr> <td>◎職員A</td> <td>ケースワーカー</td> <td>常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員B</td> <td>保健師</td> <td>常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員C</td> <td>認定心理士</td> <td>非常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員D</td> <td>社会福祉士</td> <td>非常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員E</td> <td>相談員</td> <td>非常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> </table>		◎職員A	ケースワーカー	常勤	・兼任	職員B	保健師	常勤	・兼任	職員C	認定心理士	非常勤	・兼任	職員D	社会福祉士	非常勤	・兼任	職員E	相談員	非常勤	・兼任
◎職員A	ケースワーカー	常勤	・兼任																		
職員B	保健師	常勤	・兼任																		
職員C	認定心理士	非常勤	・兼任																		
職員D	社会福祉士	非常勤	・兼任																		
職員E	相談員	非常勤	・兼任																		
<p>協議会の構成およびメンバー： ◎協議会の構成は、別紙「門真市要保護児童連絡調整会議設置要綱」を参照。</p> <p>平成18年度会議開催数（見込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○代表者会議 1回 ○実務者会議 15回 ○個別ケース会議 23回 																					
<p>(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。 (どのようにレベルアップを図ってきたのか。)</p> <p>①設立まで：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成2年11月、大阪府の「被虐待児地域処遇モデル事業」（以下、「モデル事業」という。）のモデル市指定を受け、『要保護児童処遇調整会議』が発足。 ○モデル事業は、大阪府が昭和63年に実施した被虐待児童のケアに関する調査により作成された「被虐待児の早期発見と援助のためのマニュアル」に基づき、①児童虐待の発生予防、早期発見、早期処遇のためのシステム作り、②児童虐待に関する啓発を行うということであった。 ○児童相談所、保健所、家庭児童相談室の担当者は、モデル事業の間だけでなく、地道に長続きするような、実際に役に立つ会議にしたいと考えた。 																					

②設立後当初：

- 市の実態把握から始め、3機関で関わっている事例を「虐待ではないか？」という視点で見直した。身体的虐待だけでなく、育児下手や養育不安の大きい親、養護相談の中のネグレクトなど、虐待を幅広く考えて事例を詳細に検討したところ、各機関によってあがってくる事例に特徴があり、事例の見方、対応の仕方に違いがあることがわかり、視野を広げることができた。また、問題が複雑に絡み合っている事例など、1機関では担いきれないことがわかり、ネットワークの必要性が実感された。この作業の中で、児童虐待を見る目が徐々に養われてきた。
- 平成4年度のモデル事業終了後も、事業を継続し、大阪府こころの健康総合センターのオブザーバー参加も得るなど、関係者の技術の向上や日常的な援助システムの確立を目的として、月1回の定例会議を開催。

③経過

- 平成7年度には、事業継続のために「門真市要保護児童処遇調整会議設置要綱」（平成7年12月1日施行）（以下、「処遇調整会議」という。）を定め、事務局は児童課家庭児童相談室が担った。
- 同年、より幅広い関係機関との広域的な連携を深め、地域特性や実態に即した予防発見からサポートに至るシステムの構築を目指して拡大会議も開催した。参加機関は、医師会、警察署、消防署、民生委員児童委員、社会福祉協議会、学校、幼稚園、保育園、市関係者（福祉政策課、健康増進課、児童課、保護課、障害福祉課、教育委員会）、保健所、子ども家庭センター、こころの健康総合センター等である。連絡調整は保健所が行った。
- 平成15年度に、構成機関に教育委員会を加え、会議名称を「門真市要保護児童連絡調整会議」に改正した（平成15年4月1日施行）。
- 平成17年4月に児童福祉法が改正され、市町村が児童虐待の通告窓口となり、児童家庭相談に応じることが市の業務と明記されたことを受けて、児童虐待防止ネットワークを、児童虐待の予防と早期発見、早期支援を目的に、要保護児童対策地域協議会へと移行した。（会議名称は変更なし）設置要綱は平成18年1月23日施行

④協議会への移行1年目：（平成17年度）

- 7月に実務者による会議において、児童福祉法改正に伴う市町村の役割について研修を実施、協議会化について検討した。前述のとおり、平成18年1月23日より門真市要保護児童連絡調整会議設置要綱を施行し、平成18年2月27日代表者会議の開催をもって移行日とした。
- 代表者会議では、門真市の児童虐待についての実態報告、「児童福祉法改正における市町村及び関係機関等の役割」というテーマでの講演、参加機関の一部からの報告を行った。

○関係機関で情報を共有するケースの台帳を作成し、状況を把握するため、「要保護児童対策地域協議会（市町村虐待防止ネットワーク）個別ケース検討会議のための在宅アセスメント指標シート」（在宅アセスメント研究会：加藤曜子他）を門真市用に改訂し、各機関がアセスメント票をもちよることとした。また、それらの情報を電子データ化し、データベースで管理（アセスメントを含む）するようにした。アセスメント票の記載については、研修を実施した。

⑤2年目：（平成18年度）

○実務者会議では、ほぼ毎月ケースの進捗状況を把握した。支援の必要なケースを見落とすことのないよう、アセスメントの程度順に名簿管理するなど、効率的で有効な進捗管理を試行した。

○実務者会議では、ケースの進捗管理のほか、スーパーバイザーをまねいた事例検討（4回）、「在宅アセスメント指標シートの活用について（加藤曜子講師）」などの児童虐待防止スーパーバイズ研修（3回）、市民向けの「CAP（子どもの暴力防止プログラム）研修会」などの児童虐待防止啓発研修（3回）を実施した。

○代表者会議では、「地域における子育て支援～虐待予防に新しい視点を～（原田正文講師）」というテーマで講演、門真市の児童虐待の現状報告、各機関からの活動報告などを行った。

（2）ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

○前述のとおり、各関係機関で児童虐待事例としてあげる事例には特徴があり、虐待を捉える見方やかわり方に違いがあることがわかった。そのことにより、視野が広がったり、多様な支援が可能になった。

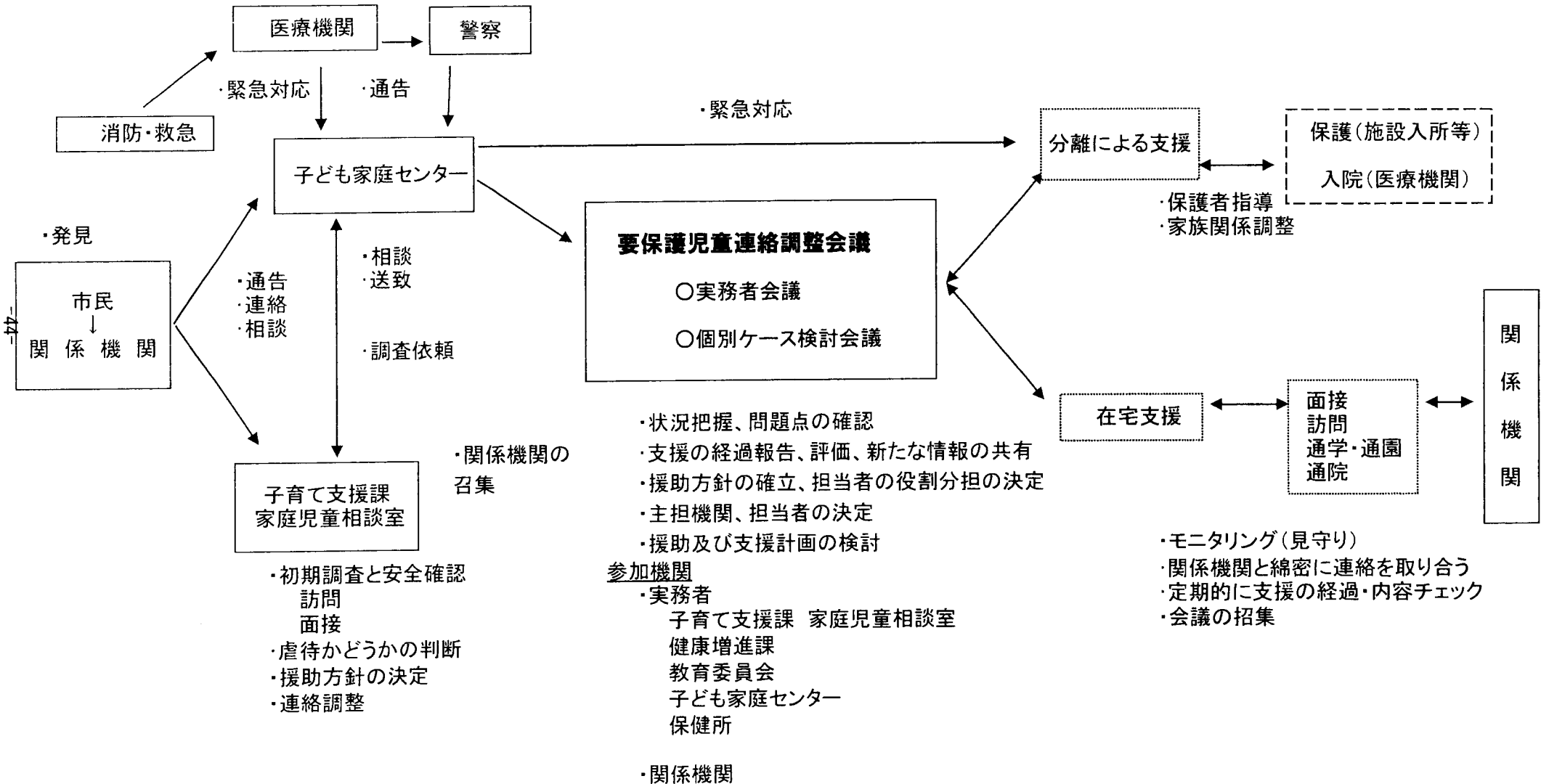
○また、市内の主要な関係機関とのつながりができ（代表者会議など）、虐待の通告がスムーズになった。

（3）その他（他の市町村へのアドバイスなど）

○「子どもが虐待を受ける前に、親が虐待に至る前に支援する施策や体制を整えることが大切である。」ということ、各機関で確認しあうことで、会議の意義が明確になると思う。

○多くの目で見守ることが必要であり、機関連携が必要不可欠であることが多くの機関に理解されつつあるので、各機関の職員同士が顔を合わせるなど、できることからまず始めることが大切だと思う。

関係機関による援助の流れ



門真市要保護児童連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 要保護児童（児童虐待防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた者をいう。以下同じ。）の早期発見及びその適切な保護を行うにつき、地域の各関係機関の連携及び連絡を密にして対応するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として、門真市要保護児童連絡調整会議（以下「要保護会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 要保護会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関すること。
- (2) 児童虐待に関する広報及び啓発活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 要保護会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、門真市健康福祉部部長の職にある者とし、副会長は、門真市健康福祉部子ども育成室子育て支援課長の職にある者とする。
- 3 会長は、要保護会議の会務を総理し、要保護会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(組織)

第4条 要保護会議は、次に掲げる会議によって組織する。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別ケース会議

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、別表第1に掲げる機関及び団体の代表者で構成するものとする。

- 2 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 要保護児童の支援に関するシステム全体に関すること。
 - (2) 実務者会議からの要保護会議の活動状況の報告及び評価に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、代表者会議の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。
- 3 代表者会議に座長を置き、会長をもって充てる。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 代表者会議は、原則として年1回座長が招集するほか、必要に応じて招集することができる。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、別表第2に掲げる機関の実務者で構成するものとする。

- 2 実務者会議は、要保護活動を実際に行っている者の知識及び経験を要保護児童の支援等に関する施策に反映させるため、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 定期的な情報交換及び個別ケース会議で課題となった点の更なる検討に関すること。
 - (2) 要保護児童の実態把握及び支援を行っている事例の総合的な把握に関すること。
 - (3) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。
 - (4) 要保護会議の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実務者会議の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。
- 3 実務者会議に座長を置き、門真市健康福祉部子ども育成室子育て支援課の職員をもって充てる。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 実務者会議は、原則として月1回座長が招集するほか、必要に応じて招集することができる。

(関係者の出席等)

第7条 代表者会議及び実務者会議の座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(個別ケース会議)

第8条 個別ケース会議は、当該事例に関し総合的な協議を行うために必要な別表第1に掲げる機関及び団体の実務者及び関係者で構成する。

2 個別ケース会議は、個別の要保護児童に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の要保護児童の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
- (3) 個別の援助方針の確立及び担当者の役割分担の決定並びにその共有に関すること。
- (4) 個別の要保護児童を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関すること。
- (5) 個別の要保護児童に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個別ケース会議の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

3 個別ケース会議に座長を置き、門真市健康福祉部子ども育成室子育て支援課の職員をもって充てる。

4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

5 個別ケース会議は、座長が必要に応じて招集する。

6 市長は個別ケース会議の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、第1項の規定により構成された実務者及び関係者以外の者に対し、個別ケース会議に出席を求めて意見を聴くことができる。

7 座長は、会議で調整した支援の内容等を必要に応じて実務者会議に報告するものとする。

(名簿の作成)

第9条 市長は、第4条各号に掲げる会議を開催したときは、当該会議に出席した者の所属する機関及び団体の名称並びに氏名を登載した名簿を作成し、保管しなければならない。

(守秘義務)

第10条 代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議に出席した者は、正当な理由がなく、当該会議（所管事項の遂行に伴う活動を含む。）を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(要保護会議の調整機関の指定)

第11条 法第25条の2第4項の規定により指定する要保護児童対策調整機関は、門真市健康福祉部子ども育成室子育て支援課とする。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、要保護会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月23日から施行する。
(門真市要保護児童連絡調整会議要綱の廃止)
- 2 門真市要保護児童連絡調整会議要綱(平成7年12月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

別表第1(第5条、第8条関係)

社団法人門真市医師会			
社団法人門真市歯科医師会			
門真市公私立幼稚園協議会			
門真市民間保育園協議会			
門真市民生委員児童委員協議会			
門真市地域子育て支援センター			
大阪府助産師会門真支部			
門真地区人権擁護委員会			
関西医科大学附属滝井病院			
かどま子ども家庭サポーターの会			
社会福祉法人門真市社会福祉協議会			
特定非営利活動法人児童虐待防止協会			
大阪府門真警察署			
守口市門真市消防組合			
大阪府守口保健所			
大阪府中央子ども家庭センター			
大阪府立守口養護学校			
門真市	市民生活部	人権政策室	
	健康福祉部		福祉政策課
			健康増進課
			福祉助成課
			門真市立知的障害児通園施設さつき園
			門真市立肢体不自由児通園施設くすのき園
		子ども育成室	子育て支援課
			保育課
			保護課
			障害福祉課
門真市教育委員会事務局	学校教育部		学校教育課
	生涯学習部		生涯学習課
門真市立小中学校校長会			
門真市学校保健会養護教諭部			

別表第2（第6条関係）

大阪府守口保健所			
大阪府中央子ども家庭センター			
門真市	健康福祉部		健康増進課
		子ども育成室	子育て支援課
門真市 教育委員会 事務局	生涯学習部		生涯学習課